

早期の雇用対策及び中小企業に対する金融支援の強化を求める意見書

米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機により、我が国は、株価の急落や企業業績及び雇用環境の悪化など、バブル崩壊後の大不況を上回る未曾有の経済危機に陥っている。

特に、本県をはじめとする地方においては、「いざなぎ超え」と言われた景気を実感できないまま、原油・原材料価格の高騰に続き、世界的な金融危機による影響を受け、中小企業の経営や県民生活は非常に深刻な事態となっている。

雇用面においては、雇用条件の悪化のみならず、労働者は職を失う危機にさらされており、今後年末に向け不安は一層募り、状況は急速に悪化していくことが懸念される。

こうした状況を打破するためには、抜本的な雇用対策を講じることが必要であり、政府は、去る１２月９日、追加雇用対策を発表し、さらに、１２月１２日に、生活防衛のための緊急対策を発表したが、現下の雇用情勢は全く予断を許さない状況にあり、早期実施が強く求められる。

また、世界的な金融危機は、我が国の実体経済に輸出関連企業の業績悪化をはじめ、受注の減少、消費の低迷などを引き起こし、本県においても資金繰りに苦慮している中小企業が増加している。

これまでに、中小企業の資金繰り対策については、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が創設、逐次充実されるなど、その対策が講じられているが、中小企業経営を取り巻く環境の厳しさからして、中小企業に対する金融支援をさらに強化し、万全なものとする必要がある。

よって、国におかれては、次の事項について緊急の対応を講じられるよう、強く要望する。

- 1 非正規労働者をはじめとする労働者の雇用の維持を図ること。
 - 2 職を失った労働者に対する再就職支援を行うこと。
 - 3 新卒者の内定取消問題への取り組みを強化すること。
 - 4 当面、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」における対象業種は、法令上の対象外業種及び中小企業性の薄い業種を除いたすべての業種とするなど、中小企業の視点に立った資金繰り支援の強化を行うこと。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２０年１２月１８日

徳島県議会議長 福 山 守